

## 留萌南部衛生組合公告第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び第167条の14の規定により物品のせり売りについて次のとおり公告する。

令和元年10月31日

留萌南部衛生組合  
組合長 中西俊司

### 記

#### 1 売払物品

キャタピラージャパン(株) ホイールローダ（初度登録年 平成25年）  
詳細はせり売り内容説明書のとおり

#### 2 予定価格

495,000円（せり売り開始価格 450,000円税抜）

#### 3 せり売りに参加する者に必要な資格に関する事項

せり売り参加希望者は留萌市、増毛町及び小平町（以下「構成市町」という）に住民登録を有する個人又は構成市町内に事業所を有する法人で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人及び未成年者である者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (5) 暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する者、又は、暴力団が実質的に経営を支配している法人等
- (6) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者
- (7) せり売り参加申込時点までに納期を迎える全ての構成市町税及び構成市町税外使用料について完納していない者

#### 4 せり売り参加申込

(1) 申込期限

令和元年11月25日(月)まで

(土曜日、日曜日及び休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出先

留萌市港町3丁目71番地 留萌南部衛生組合

5 物件の現地説明会

(1) 場所

留萌南部衛生組合生ごみ処理施設(小平町字鬼鹿富岡)

(2) 日時

令和元年11月20日(水)午後2時から午後3時まで

6 せり売りの執行場所及び日時

(1) せり売りの執行場所

留萌市幸町1丁目11番地 留萌市役所 1階 1号会議室

(2) 日時

令和元年11月28日(木) 午前10時00分から

(受付 午前9時30分から)

(3) 当日持参するもの

① せり売り参加申込書(申込者控え)

② 委任状(代理人(副代理人)がせり売りに参加する場合)

7 せり売り保証金

免除する。

8 契約書の作成

要する

9 契約保証金

免除する。

10 売払い代金の支払

留萌南部衛生組合が発行する納付書により、競落価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を契約締結の日から7日以内に納付すること。

11 競落の無効

次の各号に該当する競落は無効とする。

- (1) せり売りに参加する資格を有していない者のしたもの
- (2) 競落した者が代金を期日までに納付しないもの
- (3) その他せり売り条件に違反したもの

## 1 2 物件の引き渡し

- (1) 売払い代金の納付確認後、留萌南部衛生組合が指定する期間までに引き渡すものとする。
- (2) 売り払い物件は現状渡しとし、留萌南部衛生組合は瑕疵担保責任を負わないものとする。
- (3) 引き渡し後速やかに、名義変更（又は登録抹消）手続きを行い、その証として変更手続き完了の証明書を提出すること。
- (4) 名義変更（又は登録抹消）手続き、物件の運搬、その他物件の引き渡し等にかかる費用は競落者の負担とする。

## 1 3 その他必要な事項

- (1) 代理人（副代理人）がせり売りに参加する場合は、委任状の提出を要する。
- (2) 競落者は、売払物件の使用にあたり、自己の負担で必要な整備を行い、使用上の安全確認を行うこと。
- (3) その他必要な事項については「せり売り内容説明書」に示すとおりとする。